

質疑及び回答

番号	質疑	回答
1	加算額の各学童保育所の待機児童の移送業務の具体的な内容 をご教示ください。	具体的には仕様書記載のとおり選定後の協議といたします。 令和7年度、令和8年度の内容については以下の通り。 ・待機児童の発生した田原本小学校学童保育所において、待機 児童のうち移送を希望した者を、定員に余裕のある東小学 校学童保育所へ移送。 令和7年度 令和8年度 実施施設：田原本学童 田原本学童 移 送 先：東学童 東学童 移送回数：51 回/年 7 回（9 月 1 日時点） 交通手段：タクシー タクシー
2	プレゼンテーション時、機器設置時間は別途用意していただ くことは可能でしょうか。	準備の時間を 10 分程度設けています。
3	選定委員の構成に関してご教示ください。	選定委員の構成についてはお答えできません。

4	プレゼンテーション用に事業計画書の要点をまとめた資料を別途用意することは可能でしょうか。また事前に提出は必要でしょうか。	要点整理した資料を事前に提出する必要はございません。 プレゼンテーションの内容は一次審査で提出いただきました資料等の内容を逸脱することは許されません。逸脱しなければプレゼン用に資料をご準備いただくことは問題ありませんが、当日に逸脱した内容が含まれると判断された場合は失格となります。
5	事業計画書に関しましてパワーポイントで提出を希望しますが、可能でしょうか。	パワーポイントでの提出も可能です。
6	社会的な価値の勘案にしまして配点が2点となっております。該当するものが2つあれば2点ということでしょうか。ご教示ください。	社会的な勘案基準について、いずれかに該当していると判断できれば2点付与されます。
7	平日、土曜日、長期休暇における各学童保育所の平均児童数を教示ください。	別表1のとおり
8	土曜日、長期休業日中に合同教室となっている学童保育所はございますでしょうか。	土曜日は全体的に利用児童が少ないため、現在は田原本小学校学童保育所の保育室を利用して合同保育を行っております。今後も利用児童数が少ない場合は合同保育を行っていく方針で考えておりますが、実施場所等運用上のことにつきましては選定後の協議内容とさせていただきます。

9	直近の消耗品費、修繕費、備品費、通信費、清掃費などの実績を教示ください。	令和 7 年度実績で金額把握ができる科目については、消耗品費 2,010,914 円、修繕費 169,945 円、通信費 916,415 円となっております。
1 0	可能であれば人件費に関する情報をご教示ください。	人件費に関する情報は、現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。
1 1	令和 1 0 年以降に放課後子ども教室との連携を行っていくという認識で問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 2	ホームページを拝見する限り、現在の放課後子ども教室は月に 2 回ほど主に学校外で実施されているようですが、令和 1 0 年からの連携は学校内の活動になるということでしょうか。それとも学童保育所からこどもを放課後子ども教室へ移送するというのでしょうか。	仕様書のとおり、まほろば小学校の施設内で放課後子ども教室を実施する想定をしています。詳細については今後協議となります。
1 3	現業者のシフトなどわかるものがあればご教示ください。	現行事業者の職員の方の勤務シフト等はお答えできません。
1 4	1 9 時までの開所ということですが 1 7 時以降は延長という認識で大丈夫でしょうか	延長という取扱いはありません。放課後から 19 時までを開所時間と設定しています。
1 5	1 7 時以降は合同教室にしている小学校はございますでしょうか。	一定条件下にて合同保育を形成しているわけではなく、現行事業者において、時間に拘わらず、教室内の児童数が少なくなってくると同一学校内の教室をまとめて運用されています。

1 6	平日の職員の平均的な出勤時間をご教示ください。	学年によっては13時過ぎから学童に来る児童もいるため、13時より少し早めに出勤されていると伺っております。
1 7	仮に受託となった時、令和9年度の入所受付に関しては現業者が行いつつ、令和8年度内に引継ぎを行うという認識ですが、基本的には現業者は全て令和8年度に受け付けた入所申請に関しては全て受理していただけるという認識でよろしいでしょうか。	令和9年度の入所受付は町が行います。 お見込みのとおり、令和8年度に受け付けた入所申請に関して全て受理して、令和8年度内に引継ぎを行います。
1 8	仕様書(4)年度別業務の項目で各学童保育所までの移送を指定管理者にて実施とありますが、この件に関して具体的にご説明をください。また待機がでている場合、他クラブの移送とあるが、現在の人数や移送日数、移送方法などをご教示ください。	番号1を参照ください。
1 9	支援員はいわゆる、みなし資格保有者でも問題はありませんでしょうか。	職員配置は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき行ってください。みなし支援員でも現行の制度上、問題ありませんが、あくまでみなし支援員とは、保育士資格や教員免許等の基礎資格を有し、研修を受講することを予定している者が対象となりますので、積極的に受講してください。

2 0	長期休暇中の臨時職員の雇用に関して、実績などわかるものがあればご教示ください。	現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。
2 1	現在勤務されている職員の有資格者及び補助員の人数をご教示ください。可能であれば給与情報も教示ください。	現在勤務されている職員の中で、放課後児童支援員の資格保有者が 37 人、補助員が 19 人在籍しております。なお、給与情報は現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。
2 2	現在、配慮の必要な児童は各教室にどれくらい在籍しているか、ご教示ください。また来年度に入所を希望されている配慮が必要な児童が何人いるか、もし現状把握されている情報があればご教示ください。	個人特定の恐れがあるため、各教室の配慮が必要な児童数はお答えできません。全体の児童数は 56 人になります。(令和 8 年 5 月 1 日現在) なお、来年度の人数及び情報については把握できておりません。
2 3	加算分に関しては補助金と認識していますが、申請は町で行っているということでしょうか。また記載以外の補助金を取り入れたい際に（ICT、支援員配置など）申請する場合は町から申請するのか、事業者が申請するのかご教示ください。	加算分込みで指定管理料となっております。 また、国庫補助金の申請等は町で行います。ICT 加算など補助金の別項目に係る事業を実施される場合は、事前に町と協議してください。なお、募集要領に記載している上限額を超えることはできません。
2 4	現在サッカー教室の実施あたって行われている連絡調整とは具体的にはどのような形式、頻度などで行われているかご教示ください。	現在、月に 1 回程度サッカー教室を実施しており、その連絡調整はひと月以上前に、現場の学童支援員とサッカー教室とで直接調整いただいています。
2 5	待機児童解消のため入所を受け入れた際、別途教室を用意し	空き教室の確保等につきましては、本町こども未来課が教育

	ないと対応できない時の学校側との交渉についての考え方を ご教示ください。また予定外の増設があった際、予算的な協議 には応じていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	部局と協議いたします。募集要領や仕様書に記載されている 以上の増設については、運用の可否、予算等、指定管理者と協 議いたします。
2 6	今回の事業は放課後子ども教室との協業が記載されています が、(2) 放課後児童クラブ環境改善事業の補助金の対象事業 となりますでしょうか。	子ども子育て支援交付金の内容として、放課後子ども教室に 関係する環境改善事業の対象は「放課後児童健全育成事業を 実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必 要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業」となってお ります。 仕様書上、「交流の場の形成」を依頼させていただいておりま すが、上記の設備の整備・修繕及び備品の購入にはあたらない ため、補助金の対象とはならないと考えています。
2 7	仕様書では田原本小学校は定員 1 6 0 名だが、入会状況表だ と 1 2 0 名だが、どちらが正しいですか。	令和 9 年度の田原本小学校学童保育所の定員は 160 人とな ります。
2 8	待機がでている場合、他クラブの移送とあるが、現在の人数や 移送日数、移送方法などをご教示ください。	番号 1 を参照ください。
2 9	処遇改善 (地域・学校との連絡調整) の具体的業務をご教示 ください。	「学校との情報共有」、「防災・防犯対策」等の業務がござい ます。
3 0	駐車場について、現行の確保状況と費用の発生状況をご教示 ください。	緊急時対応等のため、各学校とも 2 台の駐車スペースについ て確保できるよう学校側と協議しています。ただし、当該 2 台

		の確保が困難な場合について、選定事業者にてご用意いただきますようお願いいたします。 当該費用についてですが、過年度より学校敷地内でのスペース確保が困難な南小学校分（2 台×3 年）、まほろば小学校の工事中である田原本小学校（2 台×2 年）においては、指定管理料の基本分に含まれております。 また、職員用の駐車場については仕様書をご確認ください。
3 1	障がい児受入推進の補助金に関しまして、現在の対象児童に関して小学校名と人数をご教示ください。	番号 22 の回答と同じです。
3 2	指定管理料の内訳で基本分、加算分、成功報酬とありますが、見積作成の際に基本分、加算分を合わせた金額を指定管理料とみなして問題ありませんでしょうか。その場合 3 年間はお示しいただいた各年度の上限金額は基本分+加算分とみなして問題ないでしょうか。仮に加算分の減額が発生する場合の条件をご教示ください。	お見込みのとおり。 加算額の減額が発生する要件としましては、例えば長期休業支援加算であれば、町が空き教室を用意できなかった場合や移送業務であれば、需要が供給を下回った場合に加算分の減額が生じます。 <u>見積もり作成時の条件として、</u> <u>募集要領上の「加算分の内訳」のうち、令和 10 年度の「支援単位の増設」以外の加算要件があったものとしてください。</u> <u>また、各年度とも、長期休業支援加算は 2 教室としてください。</u>

3 3	待機児童発生数 0 名であった場合の成果報酬が募集要領 2 p に記載されています。保育の質が低下し利用児童数が減少し、待機児童が 0 名になった場合においても、本募集要領に基づいて成果報酬が発生しますか。	当該事業は、仕様書の趣旨にもございますように、「学童保育所は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校の授業終了後及び休業日において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。」もので、募集要領にも記載しておりますが、「田原本町における放課後児童健全育成事業を効率的・効果的かつ安定的に行うため、質の高い放課後児童健全育成事業の運営・管理を継続的に行うことができる事業者を広く公募」しているものでございます。 したがって、「保育の質低下による利用児童数の減少」という事象そのものが上記の趣旨目的にそぐわないものと考えます。
3 4	利用児童数が増加した場合についての成果報酬が募集要領に記載されていません。質の向上を図り、利用児童数が増加した場合の成果報酬はないと考えてよいでしょうか。	番号 33 の回答にもございますように、公募の目的は、放課後児童健全育成事業の質の高い運営・管理であり、より良い運用は指定管理者を選定するにあたり、当然に求められているものと考えます。 利用希望者が定員を上回る場合、定員に対する利用児童数の割合を高い水準にしたうえで、待機児童を発生させないこと

		を町の最優先課題と位置付けており、利用児童の増加のみを以って成果とはとらえておりません。
3 5	業務仕様書 1 p 2 施設の概要において、令和 9 年度及び令和 10 年度に比べると令和 11 年度の学童保育所の定員が減少しています。誤記ではありませんか。	誤記ではありません。 全体定員について、令和 9 年度は 410 人、令和 10 年度は 445 人、令和 11 年度は 435 人となっています。 令和 11 年度の定員が令和 10 年度に比して減少しておりますのは、3 小統合の影響です。
3 6	業務仕様書 3 p 2 ⑤に、通年の支援単位を増設の可能性があるとの記載があります。職員確保の観点から、令和 9 年度及び令和 10 年度とも、いつごろまでに決定されるお見込みか、教えていただけますか。	<u>基本的に待機児童が発生するかを、新年度入所申請の数（例年 1 月末に数字が固まります）を見て判断します。</u> 選定事業者が運用で全員を受け入れることができない場合であって、かつ教室が確保できた場合に支援単位を増やす相談を行う予定です。 よって、時期については言及いたしかねます。
3 7	業務仕様書 7 p において、（仮称）まほろば小学校学童保育所の修繕 3 0 万未満は指定管理者の負担となっています。他の学童保育所と比して上限が異なっています。指定管理者として需用費を減らすためには事前の打ち合わせが重要ですが、（仮称）まほろば小学校学童保育所の設置にあたって設計者等との協議はありますか。	（仮称）まほろば小学校学童保育所は、これまでのように学校の空き教室ではなく、学童の専用施設であるため、これまで教育部局が負担していた修繕等維持管理費などについても当課含む学童担当にて負担する必要がございます。そのため、他校と異なり、修繕費の負担を見直すこととなりました。 また、現在すでに工事に着工しており、現時点で設計等の変更

		はできないものと認識しております。
38	業務仕様書に（仮称）まほろば小学校学童保育所の仕様に関する記載が見当たりません。（仮称）まほろば小学校学童保育所には、運営するうえで基本的な設備・対策（防犯設備・対策、AED、Wi-Fi環境、保育備品等）は用意されていると考えてよいでしょうか。具体的に何をご用意いただけますか。	備品については仕様書をご参照ください。AEDは町にて用意いたします。通信環境等については選定後の協議といたします。
39	業務仕様書7p 7業務内容（4）①において、普段PC教室として使用されている教室のことが記載されています。使用できないのは17時以降のみと考えてよいでしょうか。朝や閉庁日は使用できますか。	学校の機械警備の対象であるため、長期休業中の開所時間のうち、17時以降は使用できません。また、同じ理由で学校職員が勤務していない早朝や閉庁日も使用することはできません。
40	業務仕様書7p 7（3）① 入退所に係る事務について、詳細は選定後の協議により定めると記載されています。本仕様書に基づいて、人件費の算出するためには一定の詳細な業務内容の把握が必要です。指定管理者が入所申請の受付を行い、最終的な確認や審査を町が行うと考えてよいでしょうか。また、保育料に関して指定管理者は一切関与しないと考えてよいでしょうか。	仕様書のとおり、入退所に係る申請受付、申請内容の審査及び入所判定並びに入所案内等は、指定管理者が行います。町は指定管理者からの入退所の報告により、最終的な確認・審査を行い、結果を指定管理者へ通知します。 学童利用料の決定、減免、徴収等については町が行いますが、例えば、滞納されている世帯の児童について、利用上の様子を伺う、保護者との接触を依頼するなど、関わっていただくケースがあるかと思います。

		事業の運営上、ご協力のほどよろしくお願いします。
4 1	業務仕様書 7 p 7 (3) ② 障がい児加配について、加配を要する児童であるが、保護者等の理解が得られない等の理由により診断書等が得られない場合についても障がい児加配の対象になると考えて良いのでしょうか。	ご質問のようなケースについては、都度、町に相談してください。
4 2	業務仕様書 8 p 7 業務内容 (4) ③において、放課後子ども教室のことが記載されています。令和 11 年度の放課後子ども教室の実施予定内容を教えていただけますか。また、本文に「放課後こども教室と連携して管理監督する」とありますが、誰を「管理監督」すれば良いのでしょうか。	放課後子ども教室は教育部局の事業であり、実施予定内容は当課にてお答えいたしかねます。仕様書にございますように、交流の場の形成にご協力ください。また、交流の場にて学童利用者等を包括的に管理監督していただきますようお願いいたします。
4 3	業務仕様書別表 3 にはパソコン等の情報端末や、令和元年以降に購入された座卓テーブルや折りたたみテーブル等（学童保育所（田原本小学校）以外）が見受けられません。各学童保育所に情報端末や空気清浄機や比較的新しいテーブルがありましたが誰が購入された物品でしょうか。	仕様書上の備品以外に所有者がわからない備品等があるのであれば調査いたします。基本的に町の備品であれば備品シールが貼付されておりますので、現行事業者にも確認させるようにいたします。
4 4	業務仕様書に学童保育所の通信環境に関する記載がありませんでした。各学童保育所に W i - F i 環境はあるのか教えてください。	番号 38 を参照ください。

4 5	業務仕様書に照明設備に関する記載がありませんでした。各学童保育所の照明はLED化されているか教えてください。LED化されていない場合、LED化の予定はありますか。	学校施設は町の所有物でございますので、LED化については町が行う予定です。
4 6	業務仕様書に、こども性暴力防止法に関する記載がありませんでした。「認定対象事業者」になると思われます。共同認定を申請するか否か等、今後の対応方針を教えてください。	奈良県の行う、こども性暴力防止法に係る事業者情報の一括登録（まとめ登録）は義務対象事業者のみとなっています。放課後児童健全育成事業者は任意団体となっておりますので、一括登録の対象ではございません。ただし、当該法律は遵守すべきところでございますので、現行事業者はもちろん、次期選定事業者にも認定の申請をお願いしたく考えております。
4 7	指定様式第 2 号の事業計画書のページ数に上限はありますか？	ページ数に上限を定めてはおりませんが、概ね 30 枚以内に収まるよう作成していただきますようお願いいたします。
4 8	現在、各学童保育所に勤務されている職員について、施設ごとの職員数、放課後児童支援員資格保有者数、常勤・非常勤の別及び勤務時間をご教示ください。	番号 21 を参照ください。なお、施設ごとの職員数、常勤・非常勤の別及び勤務時間は現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。
4 9	現指定管理者から指定管理者が変更となった場合、現在勤務している職員について、新指定管理者による継続雇用を希望される職員の有無及び人数等について情報提供いただくことは可能でしょうか。	現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。

5 0	現在、障がい児及び特別な配慮を必要とする児童について、各施設の受入人数及び加配職員数をご教示ください。	番号 22 を参照ください。なお、加配職員数は現行事業者の決定権限に属するため、お答えできません。
5 1	待機児童対策として実施している児童の移送について、令和 8 年度の実施施設、移送元・移送先、対象児童数、1 日当たりの移送回数、利用している交通手段及び実施頻度をご教示ください。また、令和 9 年度に想定されている移送内容がございましたら併せてご教示ください。	番号 1 を参照ください。

別表 1

[illegible]

(再掲)

・活動日誌実績票の土曜日のみ

学童名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	学童別 計	学童別 平均
田原本 1	1.0	2.8	2.3	3.3	2.5	2.8	4.3	2.8	3.3	2.5	2.8	1.3	31.7	2.6
田原本 2	3.5	2.5	4.5	3.5	3.0	2.5	2.0	2.0	2.5	1.0	1.5	1.0	29.5	2.5
田原本 3	2.3	2.0	1.5	1.3	2.0	1.8	1.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	17.6	1.5
田原本 4	1.3	1.0	1.0	1.3	1.0	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	13.1	1.1
北	2.0	1.0	1.3	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				11.3	0.9
東	1.3	2.0	1.0	1.0	1.7	1.5	2.0	1.3	1.0	1.3	1.7	1.0	16.8	1.4
南 1	3.3	2.5	2.5	3.0	1.6	2.3	3.3	2.8	3.3	3.0	3.5	2.5	33.6	2.8
南 2	1.0	1.0	1.0	1.0		1.0	1.0						6.0	0.5
平野 1		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		1.0		1.0	9.0	0.8
平野 2		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		1.0		1.0	9.0	0.8
月別計	15.8	16.8	17.1	18.4	14.8	16.4	18.3	13.9	13.1	11.8	11.5	9.8	177.7	14.8